

て甚だ遺憾である。

以上のような実情であるので、学協会の刊行する学術雑誌に対する郵便料金の引上については、慎重に検討のうえ格別の措置がとられることを強く勧告する。

6-36

庶発第1023号 昭和40年11月15日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官、文部、大蔵、農林、)

厚生各大臣

#### 自然保護について(勧告)

標記のことについて、本会議第44回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

#### 記

国の自然及び資源を保護し、学術研究上貴重な諸地域を保存するため、国は早急に強力な措置を取られたい。要すれば自然保護法の如きものを制定し、その法の施行について充分な裏付けを行なわれたい。

なお、法の制定、保存すべき地域の設定、その管理の組織、運営について、本会議の意見を徵されたい。

#### 理由

戦後における産業資源の開発、道路の建設、観光の発展などに伴い、わが国の自然環境が著しく破壊されつつあることは周知のところである。今にして各方面協力してこの自然を保護する対策を樹立しなければ、多くの悔を残すことになるであろう。

日本学術会議としても、国民福祉の立場から、自然の保護、資源の保護について全般的な関心を寄せることはもちろんであるが、特に学術研究の面から見て、早急に保護を必要とするものについては、すでに具体的な勧告を行なってきた。

しかしながら、その後もいよいよ自然破壊が進み、学術研究の立場から見て、一度破壊された場合は復元の極めて困難な貴重な森林、河川、湿原、海洋等の生態系が破壊に頻しており、早急にその対策を講じなければ取りかえしのつかぬ事態になろうとしている。

既にアメリカ等においては、1964年9月、原始地域法が制定され、全般的な原始生態地域、あるいは重要資源地域が保存される方向に向かっている。

これに対しわが国では、保護林制度、文化財保護法あるいは自然公園法等があつても、全体的な原始地域の保護についての措置がないため、重要な自然の保護に関して極めて不満足な状態である。

よってここに改めて、自然保護について政府の強力な措置を要望するのである。